

兵庫労働局発表
令和4年10月27日

担当	【照会先】
	兵庫労働局労働基準部賃金室 室長 田中 肇 賃金指導官 泉 正信 (電話) 078-367-9154

報道関係者 各位

特定(産業別)最低賃金の改正について

兵庫労働局(局長 鈴木 一光)は、兵庫地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)の答申(意見)を踏まえ、令和4年10月25日までに、下表のとおり、兵庫労働局長に改正の申出があった7件の特定(産業別)最低賃金について改正決定しました。

なお、改正後の特定(産業別)最低賃金は、下表のとおり令和4年12月1日に発効します。

特定(産業別)最低賃金の件名	時間額	引上げ額	引上げ率	改正決定日	効力発生年月日
兵庫県塗料製造業最低賃金	1,000円	5円	0.50%	令和4年10月12日	令和4年12月1日
兵庫県鉄鋼業最低賃金	1,024円	32円	3.23%	令和4年10月25日	同上
兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業最低賃金	993円	33円	3.44%	令和4年10月21日	同上
兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金	961円	31円	3.33%	令和4年10月12日	同上
兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金	1,034円	32円	3.19%	令和4年10月20日	同上
兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金	963円	32円	3.44%	令和4年10月21日	同上
兵庫県自動車小売業最低賃金	963円	33円	3.55%	令和4年10月24日	同上

(参考)

兵庫県最低賃金	960円	32円	3.45%	令和4年9月1日	令和4年10月1日
---------	------	-----	-------	----------	-----------